

AI 自律発明をめぐる議論の全体像

—「製薬業界の要望」言説の検証と、

論点 A（AI 生成成果の特許保護）・論点 B（AI の発明者適格）の切り分け—

2026 年 10 月 22 日

Claude Opus 5.5

凡例 本文中の【事実】は一次資料・報道等で確認した事項、【分析】は本レポートによる評価・推論を示す。上付きの番号は文末の参考文献に対応する。本文を直接確認できなかった資料は、参考文献欄に「本文未確認」と付記した。

要旨

1. **言説の出典は実在するが、日本の議論の代表とするのは誇張である。**出典は、特許庁委託の令和 7 年度調査研究の企業ヒアリング（11 者中、製薬 2 者。匿名）で示された一意見であり、2026 年 6 月 16 日の第 56 回特許制度小委員会に報告され、日刊薬業が報じた^[1,2]。同じ調査で保護に積極的な企業は 4 者、保護すべきでないとする企業も 4 者で拮抗し、電機・情報通信企業は海外 AI 企業による特許の大量取得を懸念して反対した^[2]。製薬協（日本製薬工業協会）の組織的な要望としては確認できない。
2. **論点 B（AI を発明者として認めるか）は、国内外ともほぼ決着している。**日本では DABUS 事件で、東京地裁・知財高裁が「発明者は自然人に限る」と判断し^[3,4]、最高裁第二小法廷が 2026 年 3 月 4 日付の決定で上告を退けたことで確定した^[2,5]。米・英・欧・独・スイス・豪・韓も同じ結論であり、例外は方式審査のみで登録した南アフリカに限られる。
3. **現在の論点は論点 A（AI が生み出した成果をどう保護するか）であり、製薬企業の要望も A に当たる。**AI を発明者にしなくても、人間の関与の評価や権利帰属の特則で成果を保護する制度は設計できる。ただし政府（知的財産推進計画 2026）は「引き続き検討」にとどまり、法改正や審査基準改訂の方針は示していない^[6]。

1 前提の検証：誰が・どこで・いつ・何を言ったか

1.1 確認できた事実【事実】

- ・ **報道**：日刊薬業（じほう）2026 年 6 月 16 日付「『AI 自律発明も特許法で保護を』製薬企業が意見、特許庁が小委に報告」。リード文は、特許庁が同日の産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会で、AI 自律発明を特許法で保護することの是非や、AI を発明者とすべきかといった課題に関して報告した旨を伝える^[1]。本文は会員限定で未確認。
- ・ **場**：第 56 回特許制度小委員会（2026 年 6 月 16 日）。議題の一つが「AI 技術の発達を踏まえた特許制度上の適切な対応について」であった^[7]。議事録によれば、事務局は後述の調査研究の結果として AI 自律発明の保護について業種により意見が分かれたことを報告し、引き続き調査・検討が必要と整理された^[8]。
- ・ **元資料**：特許庁「令和 7 年度 産業財産権制度問題調査研究報告書 AI 発明の保護に関する調査研究報告書」（2026 年 3 月、三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング）^[2]。
 - － ヒアリングは 2025 年 6～9 月に実施。対象は自動車 2、電機・情報通信 4、電子機器 1、製薬 2、化学 1、研究機関 1 の計 11 者。
 - － AI 自律発明を特許法上の「発明」として認め保護する必要があると積極的に答えたのは 4 者、保護すべきでないと答えたのも 4 者。「AI 自律発明か否かを判別できないため保護せざるを得ない」という回答は、積極的な 4 者の集計から除外されている。
 - － **製薬の意見**（報告書による要約）：人が関与せず AI が医薬品化合物等を創出した場合でも、医薬品として完成させるには莫大な投資と実験が必要であり、AI 自律発明が保護されなければ投資回収の機会を失う、という懸念。
 - － **反対の意見**：電機・情報通信企業は、AI 自律発明に特許を付与すると、資金力のある海外 AI 開発企業が膨大な数の特許を取得し、日本企業の脅威となり得ると指摘。
 - － 報告書は「業種によって意見に差異が見られた」と総括している。

1.2 評価【分析】

「製薬企業から保護を求める意見が示された」こと自体は事実である。ただし、これを日本の議論の代表とするには次の点で無理がある。

- ・ **発言主体**：匿名の個別企業 2 者であり、業界団体の公式見解ではない。
- ・ **反対意見の存在**：同じ調査で同数の反対がある^[2]。
- ・ **製薬協の公表文書に見当たらない**：製薬協「政策提言 2025」は、「AI デジタル関連発明」の審査基準の作成・更新に際して、産業分野ごとに AI 利用の目的や効果が異なることへの考慮を求めるにとどまる^[9]。知的財産推進計画 2026 に向けた製薬協の提出意見の柱も、AI 関連発明に関する審査基準の国際的調和、医薬品データ保護制度の法制化、産学連携におけ

る対価算定の適正化、DSI・PABS であり、AI 自律発明の保護要求は含まれていない（二次資料による整理）^[10]。

- ・ **過去の業界の声はむしろ逆方向**：令和 5 年度調査研究を報じた薬事日報によれば、製薬・バイオ関係者は、AI が予測しただけの発明に特許が認められると製薬企業にとってデメリットが大きいとして、保護の在り方の見直しに否定的だった^[11]。

以上から、製薬業界の立場は二面的と解される。自社が多額の投資をした成果は保護してほしい一方、他者が AI で予測しただけの化合物が権利化されたり公知化されたりするのは困る、というものである。

2 論点 A・論点 B の整理

2.1 二つの論点の定義

- ・ **論点 A：AI が生み出した成果を特許で保護すること** 人間の寄与が小さい（または発明者を特定できない）AI 生成発明を、特許で保護すべきか、どう保護するか。現行法で人間を発明者として出願できる範囲（発明者認定基準）、保護の空白の有無、出願人・権利帰属の設計、進歩性・記載要件への波及を含む。
- ・ **論点 B：AI 自体を発明者として認めること** AI を願書の発明者として記載することを認めるか。権利能力（法人格）、特許を受ける権利の帰属、発明者名誉の問題を含む。

2.2 主体・法域ごとの立場

主体・法域	論点 A：AI 生成成果の特許保護	論点 B：AI の発明者 適格	根拠（日付）
製薬企業 2 者（令和 7 年度調査）	肯定 （投資回収）	主張なし（A のみ）	調査報告書 2026 年 3 月 ^[2]
電機・情報通信企業（同）	否定 （海外 AI 企業による特許独占の懸念）	主張なし	同上
製薬・バイオ関係者（令和 5 年度調査）	AI 予測だけの出願の権利化には否定的	—	薬事日報 2024 年 4 月 ^[11]
国内企業アンケート（令和 5 年度、有効回答 41 者）	AI 自律発明に特許を付与すると問題が生じる「おそれがある」33 者、「おそれはない」7 者	—	調査結果 2024 年 3 月 ^[12]
有識者 5 名（令和 7 年度調査）	2 条 1 項の「発明」に AI 自律発明を含める解釈は可能。明示的に除外する改正はしない方がよい	自然人限定の維持に特段の異論なし	調査報告書 2026 年 3 月 ^[2]

主体・法域	論点 A：AI 生成成果の特許保護	論点 B：AI の発明者 適格	根拠（日付）
日本・裁判所 （DABUS）	判断せず（「発明」該当性は判断 回避）	否定（発明者は自然 人）	地裁 2024.5.16／高裁 2025.1.30／最高裁 2026.3.4 上告退け ^[3-5]
日本政府（推進計画 2026）	「引き続き検討」	自然人を前提	2026 年 6 月 ^[6]
米国（USPTO・ CAFC）	人間の着想（conception）があれば保護	否定	Thaler v. Vidal 2022.8 ^[13] 、改訂ガイダンス 2025.11 ^[14]
欧州（EPO 審判部）	AI 生成発明も特許対象と「主張し得る」と言及（傍論。審判部自身は採らず）	否定（法的能力ある者に限る）	J 8/20・J 9/20 2021.12 ^[15,16]
英国（最高裁）	Thaler 本人を発明者とする構成は判断対象外	否定	[2023] UKSC 49 ^[17]
ドイツ（BGH）	人間を発明者とし「AI に生成させた」と付記して可	否定	X ZB 5/22 2024.6.11 ^[18,19]
スイス（連邦行政裁判所）	データ提供・訓練・出力の特定をした本人を発明者として可	否定	B-2532/2024 2025.6.26 ^[20]
中国（CNIPA）	—	否定（自然人と明記）	AI 関連発明出願指引（試行） 2024.12.31 ^[21]
韓国（ソウル高裁）	—	否定（大法院に上告、結果未確認）	2023 ヌ 52088 2024.5.16 ^[22]
オーストラリア（連邦裁大法廷）	—	否定	2022.4.13、上告不許可 2022.11.11 ^[23,24]
南アフリカ	方式審査のみで登録	実体判断なし（例外）	特許第 2021/03242 号 2021.7.28 公告 ^[25]

注：PhRMA・BIO・EFPIA 等の海外製薬団体の提出意見は、今回の調査では原文を確認できていない。

2.3 A と B が混同されやすい理由【分析】

- ・ **制度上の連結**：特許法 29 条 1 項は「発明をした者」が特許を受けることができると定め、特許を受ける権利は発明者に原始的に帰属してから承継される（33 条・34 条、職務発明は 35 条）。このため「発明者がいない」ことが「権利の出発点がない」ことに直結し、B の否定が自動的に A の否定に見える。知財高裁も、権利能力のない存在を発明者とする「発明」に特許権を付与する余地はないとした^[4]。

- ・ **DABUS 訴訟の争い方**：原告は、AI を発明者と記載すること（B）を、成果の保護（A）を得る手段として争った。そのため判決の「否」が A・B 両方の否定と受け取られやすい。実際には、知財高裁は、AI 発明が特許法上の「発明」に含まれるかは判断するまでもないとして、A の前提には踏み込んでいない^[4,26]。
- ・ **用語の曖昧さ**：「AI 発明」「AI 自律発明」という言葉が、A の対象（成果物）と B の対象（創作主体）の両方を指して使われている。

2.4 A を肯定し B を否定する制度構成【分析】

AI を発明者にせずに成果を保護する設計は、理論上いくつか考えられる。①以外は立法が必要であり、日本ではまだ具体的な提案段階にない。

4. **現行法内の運用（最も現実的）**：課題設定、モデル・学習データの選択、プロンプト、出力の選別・検証といった人間の関与を、発明の技術的特徴部分の具体化への創作的関与と評価し、人間を発明者とする。スイス判決^[20]と BGH 決定^[18]はこの方向を示す。米国の 2025 年改訂ガイダンスも、単独の人間が AI を使う場合は Pannu 要件を当てはめず、通常の着想テストで判断するとした^[14,27]。
5. **権利帰属の特則**：自然人の発明者がいない発明について、AI の管理者・利用者や投資者の特許を受ける権利の原始的帰属主体とする。職務発明 35 条の法人帰属型（2015 年改正）を拡張する発想に近い。EPO J 8/20 が傍論で、EPC52 条(1)の特許対象と 60 条(1)の権利者規定が一致しない可能性に言及した点が理論上の接点となる（ただし同審判部はその解釈を採らなかった）^[15]。
6. **特別の権利（sui generis）**：存続期間の短縮、登録要件の加重、実験データ添付の義務化などを組み合わせた別制度とする。
7. **報道された政府検討案（未確定）**：日本経済新聞は 2025 年 1 月、政府が発明に使った AI の開発者も「共同発明者」として特許権を認める検討に入ると報じた^[28]。城内実内閣府特命担当大臣は同月 17 日の記者会見で検討中であることを認め、6 月ごろの知的財産推進計画で方向性を示すと述べた^[29]。しかし、この方向は推進計画 2025・2026 の施策文言では確認できない^[6]。

3 日本の議論の時系列【事実】

時期	出来事・資料	要点
2020 年 7 月	特許制度小委員会「AI・IoT 技術の時代にふさわしい特許制度の在り方―中間とりまとめ―」	AI コア技術について、現行制度による保護以上の見直しを直ちに検討する必要性は低いと整理 ^[30]
2023 年 6 月	知的財産推進計画 2023	AI による自律的な発明の取扱いに関する課題を、諸外国の状況も踏まえて整理・検討すると明記 ^[31]
2024 年 3 月	令和 5 年度調査研究（デロイト トーマツ）	保護の在り方を直ちに變更すべき特段の事情なし。国内で AI 自律発明の事例は確認されず。予測のみの物について実験データ記載を引き続き求めるべきとの意見が多数 ^[12]
2024 年 5 月	内閣府「AI 時代の知的財産権検討会 中間とりまとめ」	AI 利用発明でも、特徴的部分の完成に創作的に寄与した者を発明者とする従来の考え方で自然人を認定 ^[32]
2024 年 5 月 16 日	東京地裁判決（令和 5 年（行ウ）第 5001 号）	発明者は自然人に限る。AI 発明の制度設計は立法論として国民的議論に委ねるのが相当と付言 ^[3,33]
2024 年 6 月	知的財産推進計画 2024	AI が自律的に発明の特徴的部分を完成させ得る場合の取扱いを、技術・国際動向・ユーザーニーズを踏まえ検討 ^[34]
2025 年 1 月 17 日	第 51 回特許制度小委員会	AI 関連の論点の本格審議を開始 ^[35]
2025 年 1 月 30 日	知財高裁判決（令和 6 年（行コ）第 10006 号）	控訴棄却。「発明」概念の判断は回避し、権利能力のない者を発明者とする出願に特許を付与する余地はないと判示。立法論にも言及 ^[4,36]
2025 年 3 月 5 日	第 52 回特許制度小委員会	論点として①発明該当性、②発明者（人の関与があるのに発明者不在となる事態を含む）、③引用発明適格性、④新規性・進歩性・記載要件・当業者を提示 ^[37] 。委員の見解は割れた ^[38]
2025 年 3 月	令和 6 年度調査研究（各国比較）	諸外国の制度・議論を比較し、当面は現行法の大幅な見直しは不要と整理 ^[39]
2025 年 6 月 4 日	第 54 回特許制度小委員会	AI 自律発明であっても AI を発明者とは認めない方向を示しつつ、「発明者」の柔軟な解釈を引き続き検討すると提案 ^[40]
2025 年 6 月	知的財産推進計画 2025	AI 関連発明を「AI モデル発明／AI 適用発明／AI 利用発明／AI 自律発明」の 4 類型に整理 ^[41]
2026 年 3 月	令和 7 年度調査研究報告書	企業 11 者ヒアリング（保護に積極 4・否定 4）と有識者 5 名による検討 ^[2]
2026 年 3 月 4 日	最高裁第二小法廷決定（岡村和美裁判長）	DABUS 事件の上告を退け、知財高裁判決が確定。報道等では「上告不受理」「上告棄却」と表記が分かれ、決定の形式は未確認 ^[2,5,26]

時期	出来事・資料	要点
2026 年 6 月	知的財産推進計画 2026	発明・発明者・引用発明適格性等を検討中と記述したうえで、施策は「国際的な動向を見極めつつ、引き続き検討」 ^[6]
2026 年 6 月 16 日	第 56 回特許制度小委員会	議題「AI 技術の発達を踏まえた特許制度上の適切な対応について」で令和 7 年度調査結果を報告。業種により意見が分かれ、引き続き調査・検討が必要と整理。日刊産業が報道 ^[1,7,8]
2026 年 8～10 月	第 57～59 回特許制度小委員会 (8/20・10/7・10/14)	議題はネットワーク関連発明・侵害抑止で、AI は議題に入っていない ^[7,42,43]

2026 年 10 月 22 日時点で、AI 自律発明に関する法改正案、審査基準・審査ハンドブックの改訂、発明者認定ガイドラインは、いずれも公表を確認できていない。

4 令和 7 年度調査研究：論点別の結果【事実】

以下はいずれも同報告書による^[2]。

- ・ **発明者認定**：企業 11 者中 8 者が、現行の発明者認定基準を変更する必要はないと回答。公的指針を求める声は多い一方、指針で判断が厳格になり、発明者を認定できず特許を取れない事態を懸念する声も多かった。有識者からは、米国が詳細ガイダンスを撤回したことを踏まえ日本で指針を作る必要性は必ずしも高くない、作るなら営業秘密管理指針のように判断要素を列挙する形式が現実的、との指摘があった。
- ・ **引用発明適格性**：AI 生成を理由に引用発明から除外すべきとの意見はなく、現行審査基準の実施可能性要件で足りるとの意見が多数。化学・製薬企業からは、単にデータベース上に記録された化合物等は引用発明とすべきでないとの意見があった。
- ・ **記載要件**：AI 利用の開示義務は現時点では不要とする意見が多数。ただし将来は必要になり得るとの指摘や、当業者概念の変化への懸念も示された。
- ・ **先使用权**：AI 自律発明の実施者にも認めるべきとの意見が多数。一方、有識者からは、79 条の「自らその発明をし」という文言の解釈には限界があり、法改正も選択肢になり得るとの指摘があった。

5 海外の主要動向【事実】

- ・ **米国**：Thaler v. Vidal (CAFC、2022 年 8 月 5 日) は発明者を自然人に限るとし^[13]、最高裁は 2023 年 4 月に上告を受理しなかった。USPTO は 2024 年 2 月、Pannu 要件で人間の「重要な貢献」を判断する「AI 支援発明に関する発明者ガイダンス」を公表したが^[44]、2025 年 11 月の改訂ガイダンスでこれを撤回した。改訂後は、AI 支援発明に別個の基準はなく、Pannu 要件は複数の自然人の間の共同発明者判断にのみ適用するとしている^[14,27,45]。
- ・ **欧州 (EPO)**：J 8/20・J 9/20 (2021 年 12 月 21 日) は、EPC のもとで指定する発明者は法的能力のある者でなければならないとした。一方、AI 生成発明も EPC52 条(1)の特許対象になり得るとの主張は成り立ち得ると傍論で言及したが、審判部自身はその解釈を採らなかった^[15]。審査ガイドラインも、発明者は自然人でなければならないとしている^[16]。
- ・ **英国**：Thaler v Comptroller-General ([2023] UKSC 49、2023 年 12 月 20 日) は、1977 年特許法の発明者は自然人でなければならず、DABUS は発明者になれないと判断した^[17]。
- ・ **ドイツ**：BGH X ZB 5/22 (2024 年 6 月 11 日) は、発明者は自然人に限るとしたうえで、AI を使って発明を見出した場合も自然人を発明者として指名することが可能かつ必要であり、「AI に発明を生成させた」旨の付記は許容されるとした^[18,19]。
- ・ **スイス**：連邦行政裁判所 B-2532/2024 (2025 年 6 月 26 日) は、AI を発明者とすることは否定したが、AI にデータを与え、発明を認識して出願した本人を発明者として記載することは認めた^[20]。論点 A を現行法内で解いた実例である（上訴の有無は未確認）。
- ・ **中国**：CNIPA「人工知能関連発明特許出願指引（試行）」（2024 年 12 月 31 日）は、特許文書に記載する発明者は自然人でなければならず、AI システムは発明者になれないと明記している^[21]。
- ・ **韓国**：ソウル高裁 (2023 ヌ 52088、2024 年 5 月 16 日) は AI の発明者適格を否定した^[22]。大法院に上告されたが、判断の有無は未確認。
- ・ **オーストラリア**：一審 (2021 年 7 月) は AI 発明者を認めたが、連邦裁判所大法廷 (2022 年 4 月 13 日) が覆し^[23]、高等法院は 2022 年 11 月 11 日に上告許可申立てを退けた^[24]。
- ・ **南アフリカ**：2021 年 7 月 28 日、DABUS を発明者とする特許第 2021/03242 号の受理が特許公報で公告された。実体審査のない方式審査による登録であり、先例的価値は乏しいと評価されている^[25]。

6 創薬・製薬分野に特有の事情

- ・ **保護の空白への懸念【分析】**：AIによる分子生成・タンパク質設計が進むと、化合物そのものの着想に人間が実質的に寄与しない場面が生じ得る。そうすると製薬ビジネスの核である物質特許が取れなくなるおそれがある。これが製薬企業の投資回収論の根拠である^[2]。
- ・ **現時点の実態【事実】**：令和5年度調査では、国内でAIが自律的に発明を創作した事例は確認されていない^[12]。保護の空白は現実の問題というより将来のリスクである。
- ・ **より差し迫った論点【分析】**：実務上は、むしろ次の2点が重要である。令和5年度・令和7年度調査で製薬・化学側が実験データ要求の維持やデータベース記録化合物の引用排除を求めているのは、この防御的な関心の表れと解される^[2,12]。
 - － AIが大量に生成・公開した化合物が先行技術として引用されること（新規性・選択発明への影響）
 - － AIの予測だけで実験データのない出願が権利化されること（記載要件）
- ・ **特許以外の保護手段**：医薬品データ保護は日本では再審査制度（薬機法14条の4）が実質的に担っており、製薬協は独立した医薬品データ保護制度の法制化を求めている^[10]。推進計画2026は、法制化の必要性について引き続き調査・分析するとした^[6]。そのほか、モデル・学習データ・生成ログの営業秘密管理、限定提供データ（不正競争防止法）、AIベンダーとの契約による権利帰属の整理がある。ただし承認後の医薬品は成分が開示されるため、物質そのものは営業秘密で守れない。最終製品の保護の特許に代替できないことが、製薬の要望が強くなる構造的な理由である【分析】。

7 企業知財実務への示唆【分析】

8. **論点 B には資源を割かない**：AIを発明者と記載する出願は、日本では確定判決により認められず、主要国も同様である。
9. **論点 A は人間の創作的関与の記録で今すぐ備える**：課題設定、モデル・学習データの選定、制約条件の設計、出力の選別・合成、実験による検証について、誰がいつ何をしたかを研究記録に残す。日本の「技術的特徴部分の具体化への創作的関与」、米国の着想テスト、スイス判決のいずれにも耐える形にしておく。米国出願では、単独発明者の判断が簡素化された一方、共同発明者の判断にはPannu要件が残る点を意識して発明者を確定する。
10. **外部 AI ベンダーとの契約を見直す**：特化型 AI の開発者側の担当者も発明者になり得るとの指摘がある^[2]。共同研究契約で、発明者認定と権利帰属を事前に合意しておく。

11. **防御面（引用発明・記載要件）を重視する**：自社出願は AI の予測だけに頼らず実験データを入れる。他社が AI で大量公開した文献を引用されたときに、実施可能性を欠くと反論する方針を整えておく。
12. **政策提言では A と B を分けて発信する**：保護を求めるなら、「AI を発明者に」ではなく「自然人の発明者がいない場合の権利帰属の特則」や「データ保護制度の法制化」として提案するのが筋が通る。電機・情報通信業界との利害対立（海外 AI 企業による大量取得の懸念）も踏まえた制度設計が必要である。

8 留意事項（未確認・不確実な点）

- ・ 日刊薬業記事の本文は会員限定のため確認できていない。第 56 回特許制度小委員会の議事録は事務局報告の要旨を確認したにとどまり、委員の個別発言は精査していない。
- ・ 最高裁の決定（2026 年 3 月 4 日付）は、特許庁委託報告書・報道・法律事務所の解説で確認したが、決定書そのものは確認していない。報道等では「上告不受理」「上告棄却」と表記が分かれている。
- ・ 「AI 開発者を共同発明者とする政府検討」は、報道と大臣会見で検討中であることが確認できるのみで、正式な政策文書では確認できていない。
- ・ PhRMA・BIO・EFPIA 等の海外製薬団体の提出意見、韓国大法院の判断、スイス判決の上訴の有無は未確認である。
- ・ AI の能力向上の速度と、それに伴う「当業者」水準の変化は不確実である。本レポートの分析は 2026 年 10 月時点の制度と技術水準を前提とする。

参考文献

※「本文未確認」は、本文（会員限定記事・PDF 等）を直接確認できず、見出し・検索結果・二次資料で内容を確認したもの。URL はすべて 2026 年 10 月 22 日時点のもの。

- [1] 日刊薬業（じほう）「『AI 自律発明も特許法で保護を』製薬企業が意見、特許庁が小委に報告」, 2026 年 6 月 16 日, <https://nk.jiho.jp/article/303030> ※見出し・リード文のみ確認（本文は会員限定のため本文未確認）
- [2] 特許庁（委託先：三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング）「AI 発明の保護に関する調査研究報告書」（令和 7 年度 特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書）, 2026 年 3 月（特許庁ウェブサイト掲載は 2026 年 6 月）, https://www.jpo.go.jp/resources/report/sonota/document/zaisanken-seidomondai/2025_09_zentai.pdf

- [3] 東京地方裁判所民事第 40 部 令和 6 年 5 月 16 日判決 令和 5 年(行ウ)第 5001 号 出願却下処分取消請求事件. <https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-92981.pdf>
- [4] 知的財産高等裁判所第 2 部 令和 7 年 1 月 30 日判決 令和 6 年(行コ)第 10006 号 出願却下処分取消請求控訴事件. <https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-93757.pdf>
- [5] ビジネス+IT 「【AI は発明者になれるか裁判】 最高裁『発明者は人間に限られる』との判断」, 2026 年 3 月 6 日. <https://www.sbbi.jp/article/cont1/182034>
- [6] 知的財産戦略本部「知的財産推進計画 2026～成長戦略を支える知財戦略の推進～」, 2026 年 6 月 12 日. https://www.cas.go.jp/jp/seisakukaigi/titeki2/260612/keikaku_all.pdf
- [7] 特許庁「産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会」(開催状況ページ), 2026 年 10 月 16 日更新. https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/tokkyo_shoi/index.html
- [8] 特許庁「産業構造審議会知的財産分科会 第 56 回特許制度小委員会 議事録」, 2026 年 6 月 16 日開催. https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/tokkyo_shoi/document/index/newtokkyo_056.pdf ※事務局報告の要旨を確認(委員の個別発言は精査していない)
- [9] 日本製薬工業協会「製薬協 政策提言 2025」, 2025 年 2 月(2025 年 2 月 26 日記者会見で公表). https://www.jpma.or.jp/news_room/release/2025/eo4se30000005mgq-att/2025.pdf
- [10] Fubuki 「『知的財産推進計画 2026』と製薬業界からの提出意見 ― 製薬業界は何を課題と捉え、政府に何を求めているのか ―」(ブログ「医薬系“特許的”判例」), 2026 年 6 月 12 日. <https://www.tokkyoteki.com/2026/06/chitekizaisan2026-iken.html>
- [11] 薬事日報「【特許庁】『製薬企業にデメリット大』 - AI 創薬の特許出願認定」, 2024 年 4 月 26 日. <https://www.yakuji.co.jp/entry110070.html>
- [12] 特許庁(委託先: デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー)「『AI を利活用した創作の特許法上の保護の在り方に関する調査研究』の調査結果について」(令和 5 年度 特許庁産業財産権制度各国比較調査研究), 2024 年 3 月. https://www.jpo.go.jp/resources/report/takoku/document/zaisanken_kouhyou/2023_03-summary.pdf
- [13] Thaler v. Vidal, No. 21-2347, 43 F.4th 1207 (Fed. Cir. Aug. 5, 2022). https://www.cafc.uscourts.gov/opinions-orders/21-2347.OPINION.8-5-2022_1988142.pdf
- [14] USPTO, “Revised Inventorship Guidance for AI-Assisted Inventions,” 90 FR 54636, Nov. 28, 2025. <https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2025-11-28/html/2025-21457.htm>
- [15] EPO Legal Board of Appeal, J 8/20 (Designation of inventor/DABUS), decided Dec. 21, 2021 (同日付 J 9/20 も同旨). <https://www.epo.org/en/boards-of-appeal/decisions/j200008eu1>
- [16] EPO, Guidelines for Examination (2025 edition), Part A, Chapter III, 5.1 “General remarks”. https://www.epo.org/en/legal/guidelines-epc/2025/a_iii_5_1.html
- [17] Thaler v Comptroller-General of Patents, Designs and Trade Marks [2023] UKSC 49, Dec. 20, 2023. <https://caselaw.nationalarchives.gov.uk/uksc/2023/49>
- [18] Bundesgerichtshof, Beschluss vom 11. Juni 2024, X ZB 5/22 – DABUS (WIPO Lex 収録). <https://www.wipo.int/wipolex/fr/text/592753>
- [19] Dennis Kretschmann (BOEHMERT), “DABUS – AI still no inventor,” Nov. 21, 2024. <https://www.boehmert.de/en/bulletin-nov-2024-2/>

- [20] Bundesverwaltungsgericht, Urteil B-2532/2024 vom 26. Juni 2025 (プレスリリース「Die künstliche Intelligenz ist nicht Erfinderin」, 2025 年 7 月 4 日) . https://www.bvger.ch/media-releases/41f1e066-84f9-4492-a7bb-b4941dc02790/de/mm_b-2532-2024_de-web.pdf ※判決全文は未確認。連邦最高裁への上訴の有無は未確認
- [21] 国家知识产权局「人工智能相关发明专利申请指引（试行）」, 2024 年 12 月 31 日 (JETRO 掲載本文) . https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/section/20241231_4.pdf
- [22] 서울고등법원 2024. 5. 16. 선고 2023 누 52088 판결 (WIPO SCP/37 提出資料に収録) . <https://www.wipo.int/documents/d/scp/docs-en-meetings-session-37-republic-of-korea-2.pdf>
- [23] Commissioner of Patents v Thaler [2022] FCAFC 62, Apr. 13, 2022. <https://www.judgments.fedcourt.gov.au/judgments/Judgments/fca/full/2022/2022fcafc0062>
- [24] High Court of Australia, Special Leave Application Results, Thaler v Commissioner of Patents (M26/2022), Nov. 11, 2022. https://www.hcourt.gov.au/assets/registry/special-leave-results/2022/11-11-22_SLA_Canberra.pdf
- [25] Christopher Mhangwane & David Cochrane (Spoor & Fisher), “DABUS, the rise of the inventive machines,” Jan. 19, 2023. <https://spoor.com/dabus-the-rise-of-the-inventive-machines/>
- [26] 井上彰 (弁護士法人栄光 栄光総合法律事務所) 「AI 発明者 (ダバス) 事件・知財高裁令和 7 年 1 月 30 日判決について」, 2026 年 4 月 15 日. [https://www.eiko.gr.jp/law/ai/発明者\(ダバス\)事件・知財高裁令和7年1月30日判/](https://www.eiko.gr.jp/law/ai/発明者(ダバス)事件・知財高裁令和7年1月30日判/)
- [27] Jones Day, “USPTO Revises Guidance on AI-Assisted Inventorship,” Dec. 2025. <https://www.jonesday.com/en/insights/2025/12/uspto-revises-guidance-on-aiassisted-inventorship>
- [28] 日本経済新聞「AI 開発者にも特許権、発明に利用なら対価 政府検討」, 2025 年 1 月 (朝刊 1 面は 1 月 15 日付とみられる) . <https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUA27CSC0X21C24A1000000/> ※見出しのみ確認。掲載日は大臣会見の発言から推定
- [29] 内閣府「城内内閣府特命担当大臣記者会見要旨 令和 7 年 1 月 17 日」, 2025 年 1 月 17 日. https://www.cao.go.jp/minister/2411_m_kiuchi/kaiken/20250117kaiken.html
- [30] 産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会「AI・IoT 技術の時代にふさわしい特許制度の在り方—中間とりまとめ—」, 2020 年 7 月. https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/tokkyo_shoi/200710_aiiot_chukan.html
- [31] 知的財産戦略本部「知的財産推進計画 2023」, 2023 年 6 月 9 日. https://www.cas.go.jp/jp/seisakukaigi/titeki2/kettei/chizaikeikaku_kouteihyo2023.pdf
- [32] AI 時代の知的財産権検討会 (内閣府知的財産戦略推進事務局) 「AI 時代の知的財産権検討会 中間とりまとめ」, 2024 年 5 月 28 日. https://www.cas.go.jp/jp/seisakukaigi/titeki2/chitekizaisan2024/0528_ai.pdf
- [33] 日本経済新聞「AI 発明、特許認めず 東京地裁『発明者は人間に限定』」, 2024 年 5 月 16 日. <https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUE170HY0X10C24A5000000/> ※見出しのみ確認 (日付・共同通信配信の表記は未確認)
- [34] 知的財産戦略本部「知的財産推進計画 2024」, 2024 年 6 月 4 日. <https://www.cas.go.jp/jp/seisakukaigi/titeki2/chitekizaisan2024/pdf/siryou2.pdf>
- [35] 特許庁「AI 技術の発達を踏まえた特許制度上の適切な対応」 (第 51 回特許制度小委員会 資料 2) , 2025 年 1 月 17 日. https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/tokkyo_shoi/document/51-shiryou/02.pdf

- [36] 日本経済新聞「発明者が AI、二審も特許権認めず 権利帰属『人に限定』」, 2025 年 1 月 30 日.
<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUE285590Y5A120C2000000/> ※見出しのみ確認（日付は未確認）
- [37] 特許庁「特許制度に関する検討課題について」（第 52 回特許制度小委員会 資料 1）, 2025 年 3 月 5 日.
https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/tokkyo_shoi/document/52-shiryu/01.pdf
- [38] 特許庁「産業構造審議会知的財産分科会 第 52 回特許制度小委員会 議事録」, 2025 年 3 月 5 日開催.
https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/tokkyo_shoi/document/index/newtokkyo_052.pdf
- [39] 特許庁（委託先：知的財産研究教育財団 知的財産研究所）「AI 技術の進展を踏まえた発明の保護の在り方に関する調査研究報告書」（令和 6 年度 産業財産権制度各国比較調査研究等事業）, 2025 年 3 月.
https://www.jpo.go.jp/resources/report/takoku/document/zaisanken_kouhyou/2024_05.pdf
- [40] 特許庁「特許制度に関する検討課題について」（第 54 回特許制度小委員会 資料 1）, 2025 年 6 月 4 日.
https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/tokkyo_shoi/document/54-shiryu/01.pdf
- [41] 知的財産戦略本部「知的財産推進計画 2025」, 2025 年 6 月 3 日.
<https://www.cas.go.jp/jp/seisakukaigi/titeki2/chitekizaisan2025/pdf/suishinkeikaku.pdf>
- [42] 特許庁「第 57 回特許制度小委員会 議事次第・配布資料一覧」, 2026 年 8 月 20 日.
https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/tokkyo_shoi/57-shiryu.html
- [43] 特許庁「第 59 回特許制度小委員会 議事次第・配布資料一覧」, 2026 年 10 月 14 日.
https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/tokkyo_shoi/59-shiryu.html
- [44] USPTO, “Inventorship Guidance for AI-Assisted Inventions,” 89 FR 10043, Feb. 13, 2024.
<https://www.federalregister.gov/documents/2024/02/13/2024-02623/inventorship-guidance-for-ai-assisted-inventions>
- [45] Brian W. Nolan & Shantelle L. LaFayette (Mayer Brown), “United States Patent and Trademark Office Issues Revised Guidance on Inventorship for AI-Assisted Inventions,” Dec. 2, 2025.
<https://www.mayerbrown.com/en/insights/publications/2025/12/united-states-patent-and-trademark-office-issues-revised-guidance-on-inventorship-for-ai-assisted-inventions>